**「賃金向上助成」支給申請チェックリスト**

**対象コース**

●賃金向上助成(人材確保等支援助成金のうち以下のコースが対象となります。)

|  |  |
| --- | --- |
| □若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース | 事業主経費助成 |
| □作業員宿舎等設置助成コース | 女性専用作業員施設設置経費助成 |

**〒950-0965**

**新潟市中央区新光町16-4荏原新潟ビル1Ｆ**

**新潟労働局職業対策課助成金センター**

　　　　建設事業主等に対する助成金担当

電話**025-278-7181**

提 出 先

事業所名

事務担当者名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **提出書類** | | 事業主ﾁｪｯｸ  欄 | 労働局  ﾁｪｯｸ  欄 |
| １ | * **人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)（事業主経費等助成・賃金向上助成））支給申請書**（建魅様式第５号）**（原本）** * **人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）(女性専用作業員施設設置経費助成・賃金向上助成））支給申請書**（建作様式第５号の３）**（原本）** |  |  |
| 2 | * **人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)）賃金向上助成　確認シート**（建魅様式第５号別紙２）**（原本）** * **人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））賃金向上助成　確認シート**（建作様式第５号の３別紙２）**（原本）** |  |  |
| ３ | * **賃金増額改定前３か月間の出勤簿(写し)又はタイムカード(写し)と賃金増額後３か月間の出勤簿(写し)又はタイムカード(写し)** |  |  |
| ４ | * **賃金増額改定前３か月間の賃金台帳(写し)** **と賃金増額後３か月間の賃金台帳(写し)**   賃金〆日、支払日を下記に記入  **※賃金〆日：毎月　　　日　支払日：当月・翌月　　　日** |  |  |
| ５ | * **賃金増額改定前後の賃金対象月の属する「休日カレンダー」** |  |  |
| ６ | * **賃金の増額改定前後の雇用契約書（写し）** |  |  |
| ７ | * **対象コースの支給決定通知書（写し）** |  |  |
|  | * **管轄労働局が必要と認める書類** |  |  |

・支給申請にあたっては、パンフレットにより支給要件、支給までの流れ等を確認して下さい。

また、支給申請書等の記載にあたっては、様式裏面の「提出上の注意」、「記入上の注意」等を必ず

ご覧下さい。［様式は両面印刷のうえ提出してください］

・提出形態を「写し」としている書類については、全てＡ４版にて提出して下さい。

・書類を郵送等で提出される場合には、特定記録郵便等送付記録が残るものをご利用下さい。

・提出書類は必ずコピーを取り、控えを整理・保管して下さい。

**※裏面につづく**

**支給要件について**

1. **対象コースの支給決定を受けていること。**
2. **支給対象事業の実施日の初日から起算して６か月前の日から支給申請日までの間に、事業主都合の解雇者がいないこと。**
3. **賃金要件または資格等手当要件を満たしていること。**

**【賃金要件】**

雇用する全ての建設労働者の毎月決まって支払われる賃金（労働協約、就業規則又は労働契約等において明示されているものに限る。）を支給対象事業終了日の翌日から起算して1年以内に、改定後３か月間の賃金総額と改定前３か月間の賃金総額を比較し、**５％以上増加**させた賃金を全ての建設労働者に支払っていることが必要です。

　　　※賃金の増額後、合理的な理由なく賃金額を引き下げる場合や、賃金以外の諸手当等の額を引き下げ、賃金の額を引き上げる場合等は賃金を増額させているものとして認められない。

　　　※対象労働者の賃金が時給、日給、出来高払い等でその月毎に変動する場合や、自己都合等により労働日数が著しく少なくなった場合等比較を行うことが適切でない場合は、

「労働日に通常支払われる賃金の額」×「所定労働日数」＝毎月決まって支払われる賃金を算出し比較する。

**提出期間について**

■**人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース・作業員宿舎等設置助成コース）（建設分野）の場合は、**賃金が改定され建設労働者に賃金を支払った最初の日から3か月後となる日（その月において3か月後となる日がない場合は、その月の末日）が属する月の区分に応じ、次に掲げる期間。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業終了月 | 4月・5月・６月 | ７月・８月・9月 | 10月・11月・12月 | １月・２月・３月 |
| 提出期間 | ７月１日から  ８月末日まで | 10月１日から  11月末日まで | １月１日から  ２月末日まで | ３月１日から  ５月末日まで |